Ⅲ 合理的配慮の提供に関するQ&A

Q 1 診断書等がない子どもへの合理的配慮はどう考えたらよいのか。

A 1

診断書や障がい者手帳等の有無が、合理的配慮の提供に関する判断の基準ではありません。

教育支援資料(文部科学省 平成 25 年 10 月) において、各障がいは 以下のように定義されています。

(参考)教育支援資料における各障がいの定義(抜粋)

視覚障がい

視機能の永続的な低下により、学習や生活に支障がある状態

聴覚障がい

身の周りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったり する状態

知的障がい

一般に、同年齢の子どもと比べて、「認知や言語などにかかわる知的機能」が著しく劣り、「他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力」も不十分であるので、特別な支援や配慮が必要な状態

肢体不自由

身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常 生活動作が困難な状態

病弱・身体虚弱

病弱とは心身の病気のため弱っている状態。また、身体虚弱とは病気ではないが身体が不調な状態が続く、病気にかかりやすいといった状態

言語障がい

発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であること、また、そのため本人が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態

情緒障がい

状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に 適応できなくなる状態

自閉症

他人との社会的関係の形成の困難さ

言葉の発達の遅れ

興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障がい 学習障がい

学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかったり、うまく発揮することができなかったりすることによって、学習上、様々な困難に直面している状態

注意欠陥多動性障がい

おおよそ、身の回りの特定のものに意識を集中させる脳の働きである注意力に様々な問題があり、又は、衝動的で落ち着きのない行動により、生活上、様々な困難に直面している状態

Q 2 合理的配慮において、本人・保護者の意思の表明がない場合は、どう したらよいのか。

A 2

教育の分野においては、教育基本法第4条第2項の規定も踏まえつつ、 意思の表明の有無や当該事項を合理的配慮と呼ぶか呼ばないかではなく、 その障がいのある子どもが十分な教育を受けられるかどうかの視点から 判断していくことが重要です。

(参考)

1 教育基本法第4条第2項

国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

- 2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針 (平成27年2月24日閣議決定)
 - 第 2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別解消のため の措置に関する共通的な事項
 - 3 合理的配慮
 - (1)合理的配慮の基本的考え方

意思の表明が困難な障害者、家族介助等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

Q3 学校においては、障がいのある子どもが、障がいのない子どもと共に 学べるようにするために、合理的配慮を提供するのであれば、特別支援 学校における合理的配慮はどう考えたらよいのか。

A 3

通常の学級のみならず、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校においても、「合理的配慮」として、障がいのある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことが必要です。

また、特別支援学校においては障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、幼児児童生徒が自らの効果的な合理的配慮について理解し、意思の表明ができるようにしたり、提供している合理的配慮の内容を特別支援学校から進路先へ提供したりするなどの連携を一層充実させる必要があります。

(参考)障害者差別解消法(平成25年6月成立、平成28年4月施行)

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的 障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実 施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなら ないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の 除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(第7条第2項)

Q4 定期考査や入学試験等における合理的配慮について、どう考えればよいのか。

A 4

定期考査や入学試験においては日常的な支援の積み重ねが重要であり、 その内容や方法については個別の教育支援計画や個別の指導計画に明記 しながら、実践することが求められます。

また、入学試験については、受験先の学校や関係機関と早めの連携を図ることが重要です。

(参考)

- 1 特別支援教育の推進について(通知)
- 19 文科初第 125 号平成 19 年 4 月 1 日初等中等教育局長通知
 - 7 教育活動等を行う際の留意事項
- (2)学習上・生活上の配慮及び試験などの評価上の配慮

各学校は、障害のある幼児児童生徒が、円滑に学習や学校生活を行うことができるよう、必要な配慮を行うこと。また、入学試験やその他試験などの評価を実施する際にも、別室実施、出題方法の工夫、時間の延長、人的な補助など可能な限り配慮を行うこと。

- 2 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別 支援教育の推進(報告) 平成23年7月23日より引用
- 3.障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備
- (1)合理的配慮について
 - 一貫した支援のための留意事項

高等学校については、入学者選抜が行われており、障害の状態等に応じて 適切な評価が可能となるよう、学力検査の実施に際して、一層の配慮を行う とともに、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化を図ることが必要である。 Q 5 本人・保護者から意思の表明のあった合理的配慮について、全て提供 しなければならないのか。

A 5

合理的配慮は「reasonable accommodation」という英語を訳したもの、 直訳すると「理にかなった変更・調整」という意味になります。

従って、本人・保護者の意思の表明を受けて、合意形成を図りつつ、理 にかなった合理的配慮について検討・決定することが重要です。

(参考)合理的配慮の提供に関する検討事項例

- ・何のために、その合理的配慮を提供するのか。
- ・必要とされる合理的配慮は何か。
- ・何を優先して提供する必要があるか。
- ・体制面、財政面から均衡を失した、又は過度の負担になっていないか。
- ・教育の目的・内容・機能の本質的な変更となっていないか。
- ・その合理的配慮の内容が、法令違反になっていないか。



検討の結果、理にかなっていなければ、本人・保護者からの要望のあった内容について、提供できない場合もある。



引き続き、十分な情報提供を行うとともに、その子どもに十分な教育を 提供する視点から、<u>代替の合理的配慮等</u>について、合意形成を図っていく ことが重要である。 Q6 平成28年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する 法律」が施行されるが、留意すべきことは何か。

A 6

設置者(県や市町村)や学校においては、本人・保護者の意思の表明に基づく「合理的配慮」の提供が、法令上義務化されることを踏まえた対応をする必要があります。

(参考)対応例

合理的配慮等に関する正しい理解のための研修の実施 校内体制の整備

本人・保護者への丁寧な情報提供

学校の教育方針等への反映

教育課程編成上の留意事項等への反映

合理的配慮等に関する相談体制(相談窓口も含む)の整備

合理的配慮等の事例の収集や蓄積

各自治体における対応要領の作成 など

(参考)合理的配慮を踏まえた教育活動の展開

合理的配慮の背景、趣旨及び合理的配慮の否定は差別になること等を正 しく理解すること。

授業において、新しい概念の合理的配慮を踏まえた授業を行うこと。

従来からの教育資源を最大限工夫し活用すること。

共生社会の形成に向けた教育活動を創造すること。